

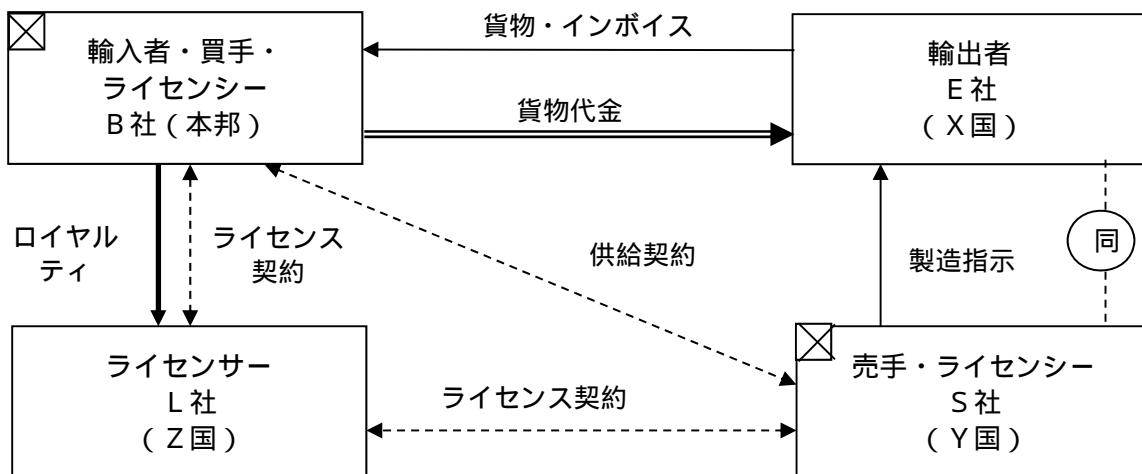
輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

買手が売手ではない第三者に対して支払うロイヤルティの取扱いについて

照会		
照会内容等	輸入貨物の品名	有機化学品（税表分類：第29類）
	照会の趣旨	買手が売手でない第三者に対して支払うロイヤルティは輸入貨物の課税価格に算入されるか否かについて照会するものです。
	取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙1のとおり。
	関係する法令条項等	関税定率法第4条第1項第4号
	添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回答		回答年月日	平成26年5月21日	回答者	大阪税関業務部首席関税評価官
回答内容	別紙2のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。				

1. 取引形態図



2. 取引の概要

(1) 輸入者 B社 (以下「輸入者」という。) は、Y国所在の S社 と供給契約を締結し、有機化学品 (以下「輸入貨物」という。) を輸入します。

そして、S社は、グループ会社であるX国所在の E社 (以下「輸出者」という。) に輸入貨物の製造を委託しています。そのため、輸入者は、S社の指示の下、輸出者から輸入貨物を輸入し、その代金を輸出者に対して支払っています。

よって、当該輸入取引における売手は S社 (以下「売手」という。) 買手は輸入者です。なお、供給契約には、下記のライセンス契約及びライセンサーに関することは記載されていません。

(2) 輸入者は、Z国所在のライセンサーである L社 (以下「ライセンサー」という。) と、輸入貨物及びその成分から製造されるあらゆる製品に関するライセンス契約を締結しています。

また、売手は、ライセンサーから輸入者と同様の輸入貨物に関する、Y国及び本邦を除く全世界の実施権の許諾を受けているライセンシーです。

(3) ライセンス契約における特許は、輸入貨物の製造に関する製法特許です。これについては、輸入者が提出した特許公報で確認することができます。

また、ライセンス契約における本許諾製品とは、本邦において、輸入者が輸入貨物を用いて製造及び販売する医薬品です。

(4) ライセンス契約において、ライセンサーは、再実施権とともに、許諾分野内のライセンサーの知的財産に基づき、本邦だけで本許諾製品を開発、使用、製造、輸入、実施及び販売する独占実施許諾権を輸入者とその関連会社及び指定を受けた再実施権者に付与しています。

そして、ライセンス契約により、ライセンサーから輸入者に付与された権利の対価として、輸入者はライセンサーに対してロイヤルティを支払っています。

(5) 輸入者は、ライセンサーから開示を受けた輸入貨物の製造方法を、売手から購入するに際して売手に対して開示しておらず、売手がどのような製造方法で製造しているかを承知していません。

(6) 第三者に輸入貨物の製造を依頼する場合、輸入貨物の製造には製法特許が必要であるため、輸入者が再実施権を第三者に許諾し、この製法を第三者に開示することとなります。

また、下請けのように輸入者が丸抱えで製造を第三者に委託する場合であれば、再実施権を第三者に付与する必要がない場合もあります。

3. 関税評価に対する照会者の見解

(1) ロイヤルティは、輸入貨物及びその成分から製造される製品の実施許諾権の対価です。よって、輸入貨物に関連するものです。

(2) もっとも、ライセンス契約において、売手より輸入貨物の供給を受けることは義務付けられておらず、供給元の選定は別の製品で取引関係にあった売手に投げかけを行ったもので、あくまで当社が自由に行なったものです。

そして、売手から輸入貨物の供給を受ける際に、ライセンサーから契約上または事実上の承認を受けることは条件となっておらず、供給契約にはライセンサーに支払うロイヤルティについて何ら言及されていません。

なお、ライセンサーと売手は特殊な関係でなく、下請関係でもありません。

(3) 以上の取引関係から、買手である当社が支払うロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号の「輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの」に該当しないことから、課税対象に含まれません。

【回答内容】

輸入者がライセンサーに支払うロイヤルティは、関税定率法第4条第1項第4号に掲げる特許権等の使用に伴う対価に該当し、輸入貨物の課税価格に算入されます。

【理由】

1. 関係法令等

(1) 関税定率法(以下「法」という。)第4条第1項において、輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とすると規定されています。

そして、当該運賃等の一つとして、同項第4号において、当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもので政令で定めるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるものが掲げられています。

(2) 法基本通達(以下「通達」という。)4-13(3)において、「輸入貨物に係る」特許権等の使用に伴う対価とは、輸入貨物に関連のあるものをいい、同(3)イにおいて、特許権については、輸入貨物が特許発明である物品である場合、特許製法による生産物である場合、及び方法特許を実施するための物品である場合における権利の対価をいうとされています。

また、同(4)において、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるもの」とは、当該輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価であって、買手が当該対価を特許権者等に支払わなければ、実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなる又は行われないこととなるものをいい、その判断は、当該輸入貨物に係る売買契約やライセンス契約の内容だけではなく、当該輸入貨物に係る取引に関する契約の内容及び実態、取引に関与する者が当該取引に関して果たす役割、当該取引に関与する者の間の関係その他の当該取引に関する事情を考慮して行うものとされています。

(3) 関税評価に関する取扱事例の事例30において、商標権者が品質、デザイン、技術に関する仕様書を売手(製造業者)に提供し、商標を付した製品を独占的に販売する者を決定する場合、商標権者と特殊関係にある輸入者が支払う、輸入貨物に係るロイヤルティの取扱いが検討されています。

同事例の答では、商標権者は売手にデザイン及び技術を提供し、製品の販売先を決定し、買手に商標の使用を許諾していることから、実質的に、買手は商標権者にロイヤルティを支払わなければ、当該製品を購入することができないと解釈されています。

そして、当該ロイヤルティの支払いは、法第4条第1項第4号に規定する「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするため」に買手に

より支払われるものであることから、同号に該当するものとして上記製品の課税価格に含まれるものであると結論付けています。

2. ロイヤルティの取扱いについて

(1) 輸入者は、ライセンサーとライセンス契約を締結し、本邦において、ライセンサーの知的財産に基づく、輸入貨物から製造される医薬品を開発、使用、製造、輸入、実施及び販売する独占実施権と再実施権を許諾されています。

売手は、ライセンサーから、輸入貨物等に関して、本邦及びY国を除く全世界における独占実施権を許諾されたライセンサーであると輸入者は説明しています。

(2) ライセンス契約において、ライセンサーの知的財産は、本邦における輸入貨物及びその使用に関して、ライセンサーが所有する又は許諾される全ての知的財産を意味し、特許も含まれると定義されています。

そして、輸入者から提出された特許公報により、ライセンサーが輸入貨物の製造に関する製法特許を登録していることが確認できることから、ライセンス契約に定義される「特許」には当該製法特許が含まれると認められます。

また、売手は、ライセンサーから当該製法特許を使用する独占実施権を許諾され、買手に販売する前から輸入貨物を製造していることから、当該製法特許を使用して、輸入貨物を製造していると解されます。

よって、輸入貨物は、通達 4-13(3)イで示されている「特許製法による生産物」に該当するものと認められます。

さらに、輸入者からライセンサーに支払われるロイヤルティは、ライセンス契約により輸入者に付与された独占実施権に対して支払われる対価の一部をいうと規定されています。

したがって、ロイヤルティは、輸入貨物に関連のある製法特許の使用に伴う対価であることから、「輸入貨物に係る」特許権等の使用に伴う対価と認められます。

(3) 売手は輸入貨物を買手に販売する前から輸入貨物を製造していることから、本件取引においては、輸入者ではなく、ライセンサーが輸入貨物の製造技術を売手に譲渡し、売手が輸入貨物を製造していると解されます。

また、上記(1)のとおり、ライセンサーは、本邦では輸入者に、また、本邦及びY国を除く全世界では売手に、輸入貨物等に関する独占実施権を許諾していますが、輸入者は売手に再実施権を付与していません。

よって、ライセンサーは、輸入貨物の製造技術の譲渡及び独占実施権の許諾により、輸入者は、ライセンサーにロイヤルティを支払わなければ、実質的に売手から輸入貨物を購入(輸入)することはできないこととなります。

したがって、本件ロイヤルティは、関税評価に関する取扱事例の事例 30 と同様に、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるもの」になります。